

資料番号	5
------	---

令和7年7月18日
課名 土木建築局道路企画課
担当者 課長 西川
内線 3890

広島高速5号線シールドトンネル工事に係る訴えの提起について

1 要旨・目的

広島高速道路公社が事業を進めている広島高速5号線シールドトンネル工事に係る請負代金等について、受注者から訴えが提起され、東京地方裁判所から公社（代理人弁護士）に訴状の送達があったため報告する。

2 現状・背景

広島高速5号線シールドトンネル工事については、令和4年7月11日に受注者から公社に対し、建設工事紛争審査会に申し出る意向が示された。

その後、令和4年12月に中央建設工事紛争審査会に調停申請が行われ、1年を超える建設工事紛争審査会の審理を経て、調停は打切り（令和6年3月27日）となった。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 事業内容（実施内容）

工事名：広島高速5号線シールドトンネル掘削他工事

受注者：大林・大成・広成建設工事共同企業体

工期：平成29年3月31日～令和4年7月12日

金額：202億3,654万8,980円

工事状況：令和7年4月30日にシールドマシンによるトンネル掘削が完了

(3) スケジュール

—

(4) 予算（単県）

令和7年度 広島高速道路公社出資金・貸付金 1,775百万円

(5) 今後の対応

現在、公社において、代理人弁護士とともに訴状内容について精査中である。公社としては、これまで、契約の基本である契約約款及び特記仕様書に基づき適正に対応してきたところであり、引き続き、契約約款及び特記仕様書に則った法的解釈と明確な根拠書類に基づく判断などにより、適切に対応していく方針である。

県としては、公社から相談があった場合には、地方道路公社法に則り適切な指導や助言を行うこととしている。